

令和元年度岩手県大船渡保健所運営協議会

日時：令和2年3月5日(木)18:30～

場所：大船渡地区合同庁舎4階大会議室

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 会長及び副会長の互選について

(2) 報告事項

令和元年度大船渡保健所事業について

① 気仙地域災害医療実地訓練について

② 感染症健康危機管理対策の取組について

③ 企業対象の健康づくりの取組について

④ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理に向けた取組の強化について

⑤ 食品衛生法改正に伴う対応について

(3) その他

4 その他

5 閉 会

令和元年度 岩手県大船渡保健所運営協議会 出席者名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
大船渡市	市長	戸田 公明	代理 健康推進課長 近江 信敏
陸前高田市	市長	戸羽 太	代理 福祉部長 齋藤 晴美
住田町	町長	神田 謙一	代理 保健福祉課長 佐々木 光彦
大船渡警察署	署長	及川 雅人	代理 生活安全課長 大野 則幸
大船渡労働基準監督署	署長	渡辺 幸輝	
大船渡地区消防組合消防本部	消防長	橋本 洋治	代理 消防課長補佐兼通信指令第1係長 武田 吉宏
陸前高田市消防本部	消防長	戸羽 進	
一般社団法人気仙医師会	会長	滝田 有	
気仙歯科医師会	会長	横澤 茂樹	
気仙薬剤師会	会長	大坂 敏夫	
岩手県看護協会大船渡支部	支部長	鈴木 郁子	
岩手県立大船渡病院	院長	淵向 透	
岩手県立高田病院	院長	田畑 潔	
気仙地区小・中学校長会協議会		城生野 成則	
気仙地区社会福祉協議会連絡会		金野 敏夫	
気仙地区介護支援専門員連絡協議会	会長	尾崎 洋一	
(社)岩手県食品衛生協会大船渡支会	副支会長	熊谷 美智子	
大船渡市健康づくり推進員		小嶋 和子	
大船渡市食生活改善推進員団体連絡協議会	会長	沼田 京子	
住田町婦人団体連絡協議会	会長	泉 加代子	
大船渡市民生児童委員協議会	会長	竹野 武子	
特定非営利活動法人きらりんきっず		武藏野 美和	
気仙地区身体障害者協議会	会長	千葉 源治	
大船渡市知的障がい者育成会	会長	上野 哲	(欠席)
特定非営利活動法人大船渡あすなろ会	理事長	村上 久次郎	
事務局 岩手県大船渡保健所	所長	平賀 瑞雄	
	次長	高橋 孝嗣	
	管理福祉課長	佐藤 マチ子	
	保健課長	北川 明子	
	環境衛生課長	中村 重志	
	上席保健師	佐藤 雅子	
	主事	小野寺 健杜	

令和元年度 気仙地域災害医療実地訓練実施報告



1 実施概要

- 日 時 令和元年6月23日(日)
- 会 場 住田町役場 役場前駐車場
- 参加機関 県立大船渡病院
住田町
大船渡地区消防組合
大船渡保健所

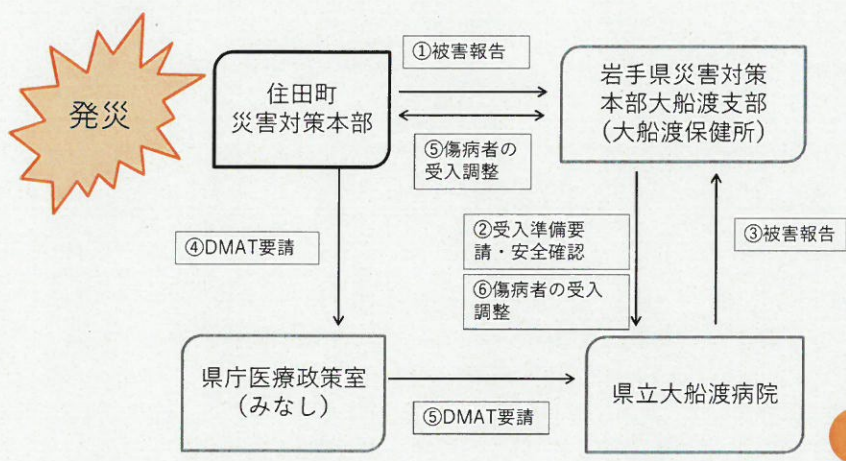
2 災害想定

台風の接近により、前日から県内全域に大雨(土砂災害・浸水害)・洪水警報が発令されていた。この大雨で住田町世田米地区において大規模な土砂崩れ・住宅の倒壊があり、多数の傷病者が発生した。

3 訓練内容

- 情報伝達・通信連絡訓練
- 救護(トリアージ)訓練
- 傷病者搬送訓練

4 情報伝達・通信連絡訓練



EMIS入力訓練 (広域災害救急医療情報システム)

- * 医療機関被災状況
- * ライフラインの状況
- * 受入可能患者数 など

5 救護(トリアージ)訓練



救護所立ち上げの様子



救護所への搬送の様子

5 救護(トリアージ)訓練



軽傷者エリア



重症・中等症者エリア

5 救護(トリアージ)訓練



赤患者は救急車で県立大船渡病院へ搬送

6 訓練実施後の反省点等

- ・ 保健所においては衛星電話を使って各機関と連絡することから、平時より衛星電話を活用できるような状況を整えておく必要がある。
- ・ 本来は災害医療コーディネーターが連絡や受け入れ調整を担うことから、次年度は災害医療コーディネーターの役割を重視して訓練を行う必要がある。
- ・ 大船渡病院DMAT及び災害医療コーディネーターが対応できないこともあり、みなし部分が多くなってしまった。次年度以降、みなし部分を減らすように努める必要がある。

▶ 訓練実施後の反省点等

- ・ 要配慮者については、二次避難所へと移動させるものの、長期化した際の受け入れ先の確保が課題である。前回訓練においては、すみた荘を入所先とすることを想定していたが、すみた荘が危険区域に指定されていることから、住田町における要配慮者への対応は継続課題である。

令和2年度気仙地域災害医療実地訓練計画(案)

- 1 実施日時
日程未定 大船渡市防災訓練と併催するもの。
- 2 実施場所(予定)
大船渡市内
- 3 災害想定(予定)
大雨災害を想定
- 4 訓練内容(予定)
情報伝達・通信連絡訓練
救護(トリアージ)訓練
傷病者搬送訓練

感染症健康危機管理対策の取組について

【要旨】

- 感染症の発生及びまん延を防止するため、医師からの届出及び指定届出機関からの報告等をもとに、感染症の発生動向を把握し、疫学調査、接触者健康診断、感染拡大防止のための普及啓発を実施している。
- 今般、国内外で発生している新型コロナウイルス感染症に対する対応として、帰国者・接触者相談センターとしての相談対応の他、患者発生時の管内関係機関等との連絡体制や医療体制等の情報共有及び関係機関等への情報提供に努めている。

1 気仙地域における感染症発生状況

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(H10年10月2日法律第114号)に基づき、感染症の発生及びまん延を防止することを目的として、感染症の発生状況の把握・分析・情報提供を実施している。

(1) 感染症発生動向調査による届出対象疾患発生状況

【医師の届出による全数把握対象疾患の発生状況】

感染症 類 型	発生感染症疾病名	患者数 (人)						
		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
1 類	(発生なし)							
2 類	結 核 ※毎年12月末現在の 新登録患者数	17 潜在性結核 3名含む	20 潜在性結核 9名含む	22 潜在性結核 8名含む	10 潜在性結核 3名含む	10 潜在性結核 3名含む	13 潜在性結核 4名含む	11 潜在性結核 7名含む
3 類	細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症		1 (渡航者)					
		3			3	4	1	2
4 類	E型肝炎 デング熱 レジオネラ症		1				1	
		1		1 (渡航者)				1 (渡航者)
		1			2	3	2	1
5 類	アメーバ赤痢	1	2	2	2	2		1
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症			2		2	6	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		1	1	2		4	1
	侵襲性肺炎球菌感染症		3		1	2	1	3
	梅毒			1	1	5	1	
	破傷風						1	
	播種性クリプトコックス症		1					
	急性脳炎						1	
風疹	1							
百日咳 (※H30.1.1から全数把握対象)					2			

※平成30年度は上記の他、他保健所受理事案としてレジオネラ症1件、百日咳1件あり

※R元年度は2月20日現在状況

(2) 感染性胃腸炎の集団発生状況

年 度	発生件数	発生施設	病原体
平成25年度	4件	老人保健施設・障がい福祉サービス事業所・保育施設	ノロウイルス
平成26年度	2件	こども園・保育施設	ノロウイルス
平成27年度	0件	—	—
平成28年度	2件	こども園・保育施設	ノロウイルス
平成29年度	2件	保育施設	ノロウイルス・サボウイルス
平成30年度	11件	保育施設・学校・高齢者介護サービス事業所	ノロウイルス・サボウイルス
令和元年度	4件	こども園・保育施設・学校	ノロウイルス

2 新型コロナウイルス感染症対策の主な対応状況

(1) 気仙地域感染症健康危機管理対策連絡会議（令和元年度第2回）の開催

- 管内の医療・行政・教育等関係機関・団体が構成する連絡会議を開催し、疑い患者発生時の連絡体制など具体的対応を確認

日時	令和2年2月3日（月）18:30～19:30
会場	県立大船渡病院 大会議室
参集者	17 機関、出席者数 36 名
内容	・新型コロナウイルス感染症の発生状況について ・新型コロナウイルス感染症の指定感染症への指定について ・気仙地域における新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について

(2) 帰国者・接触者相談センターの開設

- 県庁及び各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し2月8日から対応開始
<気仙地域における相談窓口（3月5日現在）>

設置場所	受付時間及び電話番号等		
岩手県大船渡保健所	平日	9時～17時	TEL 192-27-9922
岩手県庁医療政策室	全日（土日祝含）		TEL 019-651-3175 FAX 019-626-0837

(3) 発生時初動対応訓練の実施

- 帰国者・接触者相談センターにおける疑い患者の電話相談受理から関係機関への情報伝達訓練の他、保健所搬送車による搬送・PPE 着脱等の実働訓練を実施

(4) 感染症ニュース発行による情報提供

- 新型コロナウイルス感染症に関する情報・相談の目安及び窓口・日常生活で注意することについて、学校・保育施設・介護福祉施設設置法人等の関係機関への情報提供を実施（2月21日付配信）

3 その他主な感染症健康危機管理対策としての取組状況

(1) 気仙地域感染症健康危機管理対策連絡会議の開催（令和元年度第1回）の開催

- ラグビーワールドカップ2019日本大会に備えた感染症対策の確認、新型インフルエンザ等発生に備えた対策の確認及び意見交換を実施

日時	令和元年7月29日（月）18:30～20:00
会場	大船渡地区合同庁舎 大会議室
参集者	16 機関、出席者数 23 名
内容	・ラグビーワールドカップ2019日本大会に係る感染症対策について ・新型インフルエンザ対策等対策について

(2) 施設職員を対象とした感染症予防研修会の開催

- 施設等での感染症の集団発生の予防を図るため、感染症胃腸炎、インフルエンザ、結核等感染症に関する知識やおう吐物の処理、手洗い及び PPE 着脱の方法等を習得するための研修会及び出前講座を実施

ア 研修会

開催日	令和元年 9 月 17 日	令和元年 10 月 8 日
会場	大船渡地区合同庁舎 大会議室等	
参集者	41 名（保育・教育施設職員）	35 名（高齢者施設職員）
内容	講義「施設内での感染症予防対策」 演習「排泄物・おう吐物処理と手洗いの方法」 講師 いわて感染制御支援チーム（ICAT） 岩手県立大船渡病院感染管理認定看護師	

イ 出前講座（保健所職員対応）

開催回数	10 回（高齢者施設 5 回、学童放課後クラブ 4 回（児童対象 3 回含）、事業所 1 回）	
参加者等	381 名（高齢者施設 164 名、学童放課後クラブ 132 名（児童 105 名）、事業所 85 名）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・結核の現状と基礎知識 ・ノロウイルス、インフルエンザを中心とした感染症予防（感染経路、予防法等） ・手洗いチェッカーによる演習・マスク及び手袋等の着脱の実技演習 等 	

(3) 保健所職員感染症健康危機対応訓練等の実施

ア 鳥インフルエンザに係る保健所職員 PPE 着脱訓練

実施回数：3 回

イ 患者移送に係る資器材、必要物品等の保守・点検・管理等

実施回数：12 回（毎月 11 日前後定期実施）

働く世代対象「健康セルフサポート事業」の取組について

【要旨】

- 企業の健康経営支援及び従業員の体組成・生活習慣改善を目的に、参加企業の従業員が3か月間を健康づくりチャレンジ期間として食事や運動に取り組む事業を平成30年度から実施している。
- 令和元年度は8企業で実施し、体組成測定による「カラダの見える化」と「個別アドバイス」を組み合わせた結果、参加従業員に、体脂肪の減少の他、からだ・気持ちの変化や健康行動の継続意欲が見られた。
また、事業終了後も企業独自の取組を継続する等、健康経営意識の向上につながった。

1 「健康セルフサポート」事業の概要

(1) 目的

企業の健康経営支援及び従業員の体組成・生活習慣改善により、働く世代の健康増進を図る。

(2) 対象

管内の希望企業(従業員が概ね5名以上)とその従業員

(3) 周知方法

企業の健康管理担当者を対象とした研修会や、企業への健康出前講座の際に周知

(4) 事業の流れと実施内容

・参加企業の従業員

①健康講話⇒②体組成測定・生活習慣チェック⇒目標設定⇒③3か月間の食事&運動チャレンジ(歩数・血圧記録)⇒④体組成測定・健康行動チェック⇒自己評価⇒⑤全体結果報告会

・企業

企業独自の健康づくりを実施(エアロビクスを踊る、職場で毎日血圧を測る 他)

(5) 実施上の留意点

体組成測定による「カラダ見える化」と測定結果に基づく「個別アドバイス」を重視。

<実施スケジュール例>

区分	実施時期	実施項目 ★は必須	内 容
チャレンジ前	6月上旬	参加者募集説明会	○説明(事業内容、気仙地域働く世代の健康課題)
	6月中旬	★スタート講座	○ミニ健康講話 ・代謝を良くして健康になる食事+運動の方法 ・血圧計・歩数計の正しい使い方
チャレンジ期間 (3ヵ月)	6月下旬	★初回測定会	①体組成測定 ②健康行動自己チェック 保健所栄養士による個別相談 ⇒ 行動目標設定
	8月中旬	中間測定会	①体組成測定⇒前後差比較 保健所栄養士による個別相談 ⇒行動目標見直し
	9月下旬	★最終測定会	①体組成測定⇒前後差比較 ②健康行動自己チェック ⇒自己評価 ③アンケート記入
終了後	10月下旬	★結果報告会 ※希望により郵送のみ	①全体集計結果報告 ②ミニ講話「こころの健康」
	2月中旬	その後どうなってる? 測定会	①体組成測定⇒最終測定時結果と比較 ②健康行動継続状況チェック ⇒自己評価

2 参加状況

- ・参加企業 8企業(内訳：製造業3、建設業2、福祉関係2、行政1)
- ・参加従業員数 実124人(終了者86人、継続中38名)、延べ443人

3 実施結果

(1) 参加従業員の変化 ※以下、現在継続中及び最終測定未実施の者を除く64名のデータ集計

- ・体脂肪が減った者…35人
- ・体脂肪と筋肉量のバランスを示す点数「フィットネススコア※」が増加した者…25人
- ・行動目標を設定し、食事や運動の生活習慣改善に取り組んだ者…全員
- ・本事業に満足、又はほぼ満足 …52人(8割が事業に満足!!)
からだや気持ちの変化を実感し、終了後も健康行動を継続しようとする意欲が見られた。

<体組成とフィットネススコア※>

※FS：フィットネススコア。体脂肪と筋肉量のバランスの指標。バランスが良いほど高値に、虚弱・肥満型だと低値になる。

結果が得られた 64人	FS増加 (25人)	FS変化なし (13人)	FS低下 (26人)
	前後差平均	前後差平均	前後差平均
体重 (kg)	-1.3kg	-0.8kg	-0.6kg
骨格筋量 (kg)	0.7kg	-0.2kg	-0.8kg
体脂肪量 (kg)	-2.5kg	-0.5kg	0.8kg
体脂肪率 (%)	-3.0%	-0.4%	1.4%
フィットネススコア	1.3	0	-2.2
基礎代謝量 (kcal)	27.8kcal	-7kcal	-28.8kcal
平均歩数 (歩)	857.8歩	-234.4歩	38.1歩

<生活習慣改善の取組内容>

○食生活

- ・アルコールを控えるようにした
- ・カップ麺とお菓子の量を減らした
- ・20時以降はなるべく食べないようにした
- ・たんぱく質を多めに摂るようにした
- ・満腹まで食べていた食事を腹八分目にした

○運動

- ・職場でのダンスを頑張った
- ・歩くこと、階段を使うことを意識した
- ・歩数計をつけてこまめに歩くことを意識した
- ・毎日の筋トレとたんぱく質摂取を行った

<カラダや気持ちの変化>

- ・前より充実感がある
- ・職場の会話が増えた
- ・疲れにくくなった
- ・からだが軽くなった
- ・階段で息切れが減った
- ・洋服がサイズダウンした
- ・太ももがほっそりした

<これからも継続したいこと> (複数回答)

- ・第1位 3食欠食せずに食べる
- ・第2位 アルコールを飲み過ぎない
- ・第3位 甘いものを飲み過ぎない
夜遅くに食べ過ぎない
- ・第4位 歩数を測定・記録する

(2) 企業独自の取組

- ・活動量計(歩数計)の購入補助
- ・改善が顕著な従業員の表彰
- ・運動講習会の開催
- ・トレーニングルームの活用促進
- ・企業主体で取組を継続 等

4 今後の取組の方向性

本事業により、参加従業員の生活習慣改善の動機付けとなったほか、企業側が従業員の健康づくりを後押しするなど、健康経営意識の向上が図られた。

次年度に向け、結果をまとめ実施内容や評価方法の見直しを行うとともに、参加企業の取組事例を広く管内に紹介することにより、健康経営に取り組む企業の拡大を図ることとしている。

<健康的な食べ方と運動を学習>



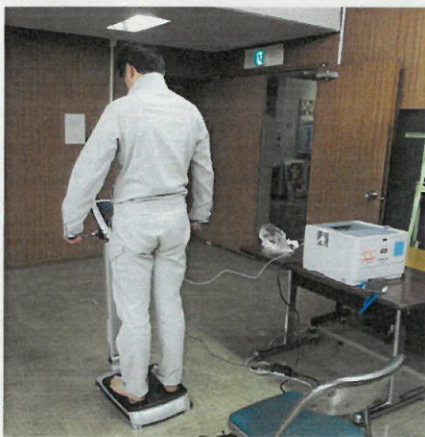
<血圧の測りかた実践>



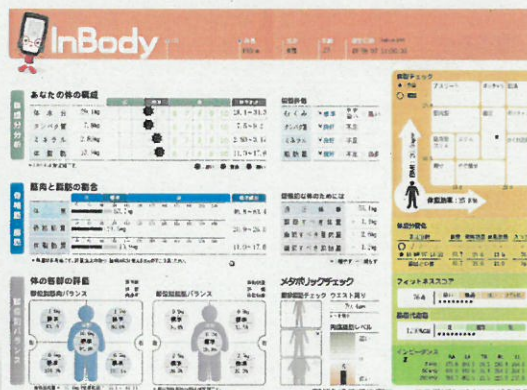
<歩数計・血圧計を貸出>



<体組成測定>



<体組成測定結果用紙>



<目標設定>



<3か月頑張るぞ!!>



<自己評価風景①>



<最終測定>



<自己評価風景②>



ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理に向けた取組の強化について

【要旨】

- PCBは、その有用性から広範囲に使用されるも、毒性が明らかになり、1972年（昭和47年）に製造が中止となりました。その後、処理が進まず、確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年にPCB特別措置法が交付、施行され、国が中心となり全国5箇所に処理施設が整備されました。
- PCB廃棄物の処理には期限が設けられているため、管内でPCB使用安定器を所有している可能性のある事業者の調査及び処理指導の強化を図っています。

1 PCB廃棄物処理の概要について

PCB廃棄物は、PCB濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類され、高濃度PCB廃棄物は濃度が0.5%（一部例外有り）を超えるものとなります。高圧変圧器・コンデンサー・安定器等の高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で処理を行っています。低濃度PCB廃棄物は、環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設で処理を行っています。

高濃度PCB廃棄物の処分期限 変圧器・コンデンサー：令和4年3月31日まで

安定器及び汚染物等：令和5年3月31日まで

低濃度PCB廃棄物の処分期限：令和9年3月31日まで

- ◆ 高濃度PCB廃棄物は、処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなります。
- ◆ 処分の期限は、処理施設の立地自治体との約束で設けられており、期限の延長はできません。
- ◆ 使用中の変圧器、コンデンサー、安定器等についても、処分期間内に使用を終え、処分する必要があります。

2 掘り起こし調査（PCB使用安定器）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）は、PCB廃棄物を保管する事業者に届出を義務づけていますが、未だ届け出がなされていないPCB廃棄物があり、必ずしも全てを把握できていない状況です。また、使用中のPCB使用製品（安定器）についても、把握できていないものが相当数存在する状況にあります。

このため、未処理のPCB使用安定器を所有（設置、保管）している事業者を把握し、期限内に適正処理させることを目的に掘り起こし調査を実施しています。

【照明器具の安定器（電灯のちらつきを安定させる装置）】

1957年（昭和32年）1月から1972年（昭和47年）8月までに国内製造された照明器具の安定器 → 高濃度PCBの可能性



1977年（昭和52年）3月までに建築・改修された建物（工場、ビル、学校等）
（一般家庭用の蛍光灯の安定器にはPCBが使用されているものではありません。）

3 調査対象及び調査状況

（1）調査方法・調査対象

建物の登記情報から、建物所有者の住所若しくは登記簿データにある建物地番に訪問し、調査票による調査依頼、後日調査票を回収し、PCB使用安定器の所在が明らかとなれば処理指導を実施することとしています。

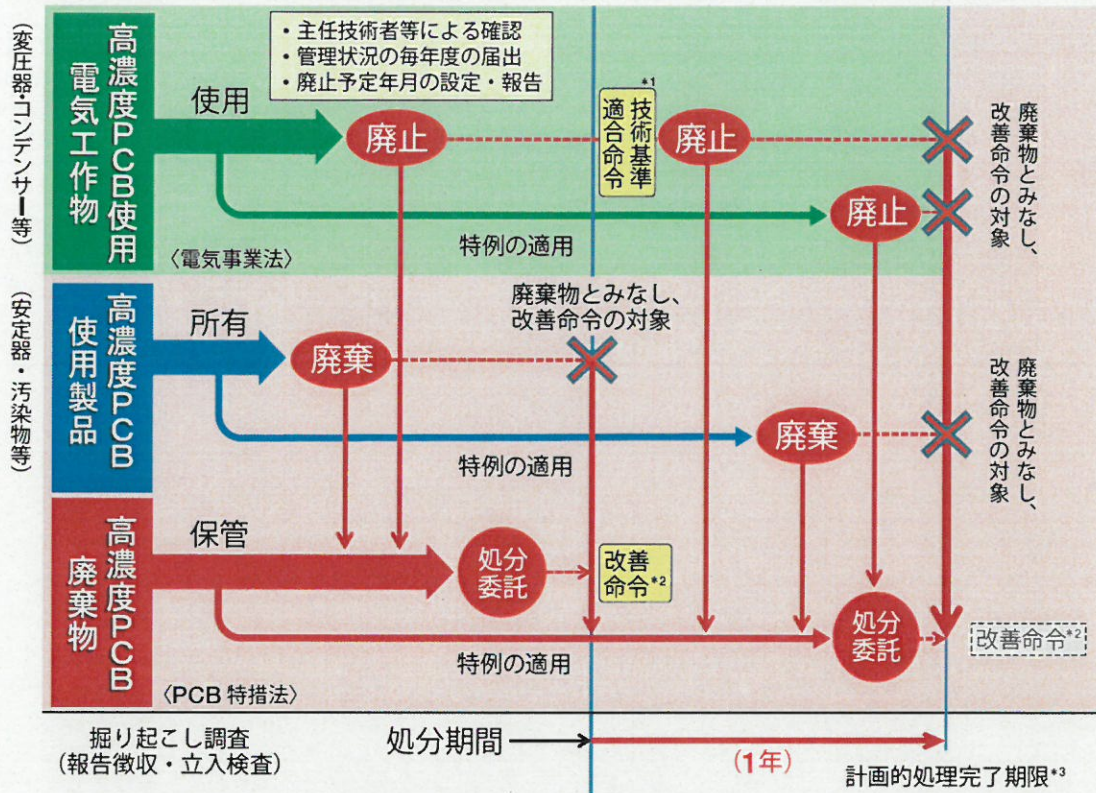
管内の調査対象施設が、906件と膨大であることから、建物用途及び面積から優先順位を付け、優先度の高い188件を調査中です。（優先度高い施設調査：R2年9月まで）

（2）調査状況

188件中 159件（84.6%）調査完了しているところです。（R2.2.12現在）

4 今後の取組みの方向

掘り起こし調査の強化を図り、期限内処理に向け各事業者に対し指導を実施することとしています。



高濃度 PCB 廃棄物等の処分までの流れ

食品衛生法改正に伴う対応について

【要旨】

- 食品衛生法等の一部を改正する法律が、平成30年6月13日に交付されました。
- 今回の改正では多岐にわたる改正項目が盛り込まれており、特にも食品事業者に影響が大きい HACCP（ハサップ）の制度化や営業許可制度の見直し等について、施行に向け今年度から食品事業者に対し講習会等を通じ周知を図っているところです。令和2年度も引き続き指導や助言を行うこととしております。

1 法改正の概要について

(1) 改正の背景・趣旨

- ① 前回の食品衛生法の改正から約15年が経過し、世帯構造の変化を背景に、外食・中食への需要の増加等の食へのニーズの変化、輸入食品の増加など食のグローバル化の進展といった食や食品を取り巻く環境が変化。
- ② 都道府県を越える広域的な食中毒の発生や食中毒発生数の下げ止まり等、食品による健康被害への対応が課題。
- ③ 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催や食品の輸出促進を見据え、国際標準と統合的な食品衛生管理が必要。

(2) 主な改正内容

- ① 広域的な食中毒事案への対策強化
- ② **HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化**
- ③ 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集
- ④ 国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備
- ⑤ **営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設**
- ⑥ 食品リコール情報の報告制度の創設
- ⑦ その他（輸出・輸入関係）

HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point：ハサップ）

営業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。先進国を中心に義務化が進められています。

2 HACCPに沿った衛生管理の制度化について

- (1) 原則として、すべての食品等事業者に、施設・設備の衛生管理、食品取扱者の衛生管理・衛生教育等の一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理のための計画を策定し、実施

することとされています。(ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う特性等に応じた衛生管理。)

(2) 2021年(令和3年)6月1日完全制度化。

食品関係事業者は、2021年(令和3年)5月末までに、HACCP導入する必要があります。

3 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設について

(1) 営業許可の対象業種が、現在の34業種から32業種(新設・変更含む)に見直しとなります。

⇒ 新たに加わる漬物製造業等の業種について、事業者の把握と指導が必要。

(2) 営業許可業種以外の営業を営む営業者は、原則としてすべてのものが営業届出の対象となります。(ただし、以下の業種を除く)

【届出対象外(5業種)】

- ① 食品又は添加物の輸入をする営業
- ② 食品又は添加物の貯蔵のみをし、又は運搬のみをする営業(食品の冷凍又は冷蔵業を除く)
- ③ 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品又は添加物のうち、冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化により食品衛生上の危害の発生のおそれがないものの販売をする営業
- ④ 器具又は容器包装の製造をする営業
- ⑤ 器具又は容器包装の輸入をし、又は販売をする営業

届出対象業者 = 食品等事業者 - 許可対象業種 - 届出対象外(5業種)

(3) 2021年(令和3年)6月1日から施行

【参考】当所管内の営業許可施設数(令和2年2月12日時点): 1,411施設

4 取組状況及び今後の予定

(1) 令和元年度の営業者を対象とした講習会の開催状況

開催回数 16回(内 HACCP に特化した講習会 1回)

受講者数 231人(内 HACCP に特化した講習受講者 34人)

(2) 令和2年度の取組み予定

食品衛生に関する各種講習会の際、受講者へ周知を図るとともに、HACCP に特化した講習会を開催することとしています。

HACCP実施に向け

保健所が衛生管理研修会

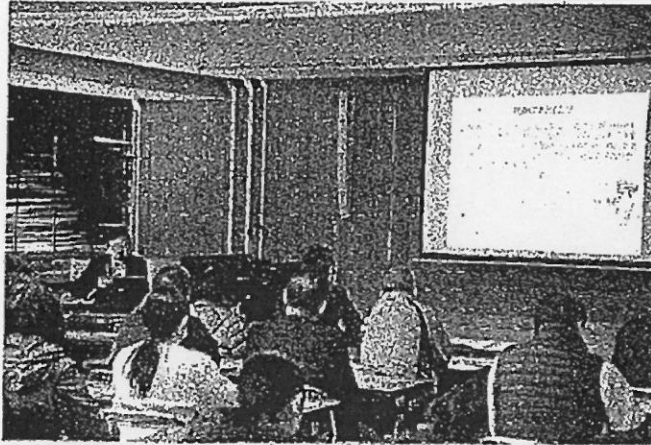
大船渡で

県大船渡保健所は10日、大船渡市猪川町の

大船渡地区合同庁舎で「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理研修会」を開催した。

管内飲食業者が参加し、HACCPについて理解を深めた。

HACCPは、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入などの危害要因を把握したうえで、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去、低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。



平成30年6月に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律で、原則としてすべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理に取り組むことが盛り込まれ、令和3年6月1日までに実施することが求められている。

このため県は、衛生管理について理解し、実践してもらうと今回の研修会を企画。気仙3市町の飲食業者ら約30人が参加し、回保健所職員がHACCP制度の概要やスケジュールを説明した。

この中で、HACCPに取り組みメリットや具体的な取り組み方などを学んだ参加者は、実際に衛生管理計画を作成。手引書を参考にしながら原材料の取り扱い、施設・店舗の清潔維持、従業員の健康・衛生など一般的衛生管理について考え、この計画書作成を出发点としてHACCPに取り組んでいくこととした。

参加者がHACCPについて学んだ